

千葉市における総合事業について

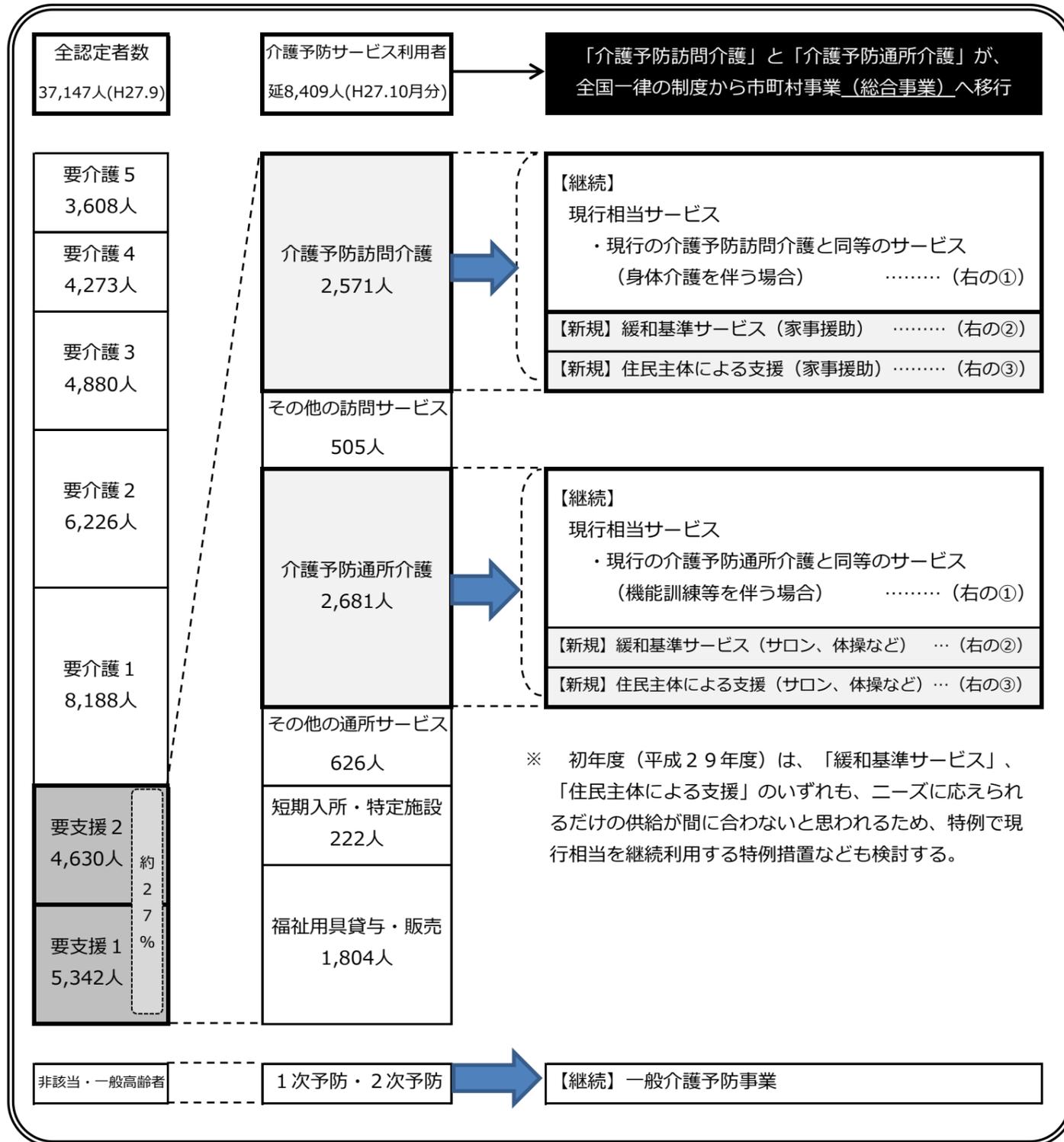
(平成29年4月実施)

●総合事業の目的

要支援者の多様なニーズに対応するため、様々な主体による効果的・効率的なサービス提供体制を整備する。支援活動に高齢者が参加することで、高齢者自身の生きがいや介護予防につなげる。さらに、地域での支援体制の基盤づくりをととして、地域包括ケアシステムの構築に資する。

資料3

平成28年7月26日
介護保険課総合事業準備担当



| 各サービスの概要 | |
|-------------------------|---|
| 【ポイント】 | <ul style="list-style-type: none"> 有資格者による支援を要する人のため、現行相当サービスは継続する。 有資格者による支援を要さない人向けに、「緩和基準サービス」、「住民主体による支援」を新たに設ける。 |
| ① 現行相当サービス | <ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとに事業所を指定する。 千葉市の場合、報酬体系の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1月当たりの定額報酬を1回当たりの報酬に改める。(国が示す参考単価) イ 通所に関して、提供時間が2～3時間の短時間報酬を新たに設ける。(報酬は約70%) |
| ② 緩和基準サービス(いわゆるサービスA) | <ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとに事業所を指定する。 千葉市の場合、資格職員の配置を最低限のものとし、報酬水準を約80%に設定する。 報酬水準は、各自治体ごとにバラバラであるが、約80%程度に設定している事例が多い。 先行して総合事業に移行した県内市では、概ね、移行時点で既存事業所の約15%が参入。 |
| ③ 住民主体による支援(いわゆるサービスB) | <ul style="list-style-type: none"> ケアプランに位置付けられるサービスの一つ。指定制度は設けないが登録制度を検討。 運営主体は、市民グループなどを想定している。 報酬の支払いはない。市からの各種補助金の活用は可能。 地域福祉計画の推進役である社協地区部会が、生活支援コーディネーターと連携して運営主体への設立支援、運営支援を行うなどの役割が期待される。 あんしんケアセンターや要支援認定者に対して、必要な情報を随時に正確に提供する必要があるため、上記①、②を含め、収集した情報を「地域支援マップ」として作成・公表等を行う。 |
| ④ 短期集中予防サービス(いわゆるサービスC) | <ul style="list-style-type: none"> 検討中 |

○今後の予定
平成28年10月～ 事業者(介護保険サービス事業者、あんしんケアセンター等)に対する説明会の開催
利用者向けの案内文送付・説明会開催
11月頃 市政だより特集記事を掲載(検討中)
平成29年1月頃～ 緩和サービスの担い手研修の実施

【参考】○指定都市の状況……横浜(H28.1)、川崎、相模原(H28.4)、名古屋(H28.6)が移行済
※今年度中に北九州市も移行予定
○県内近隣市の状況……松戸(H27.4)、柏(H28.2)、船橋、市川(H28.3)が移行済
※H28.10に八千代が、市原、習志野、四街道は来年度から移行予定。